

入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

国民健康保険特定健康診査・特定保健指導の国庫負担金の根拠条文である国民健康保険法第 72 条の 4 が、平成 27 年 4 月 1 日付けで同法第 72 条の 5 に改正（条ズレ）されたため、次のとおり改正し、平成 27 年 6 月 24 日から施行したものです。

〔 改正内容 〕

入間市国民健康保険条例第 8 条中の「第 72 条の 4」を、次のとおり「第 72 条の 5」に改めました。

改正後	改正前
(保健事業) 第 8 条 市は、 <u>法第 72 条の 5</u> に規定する特定健康診査等のほか、被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために必要な事業を行う。	(保健事業) 第 8 条 市は、 <u>法第 72 条の 4</u> に規定する特定健康診査等のほか、被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために必要な事業を行う。

(参考)

国民健康保険法〔抜粋〕

(特定健康診査等に要する費用の負担)

第 72 条の 5 国及び都道府県は、政令の定めるところにより、市町村に対し、高齢者の医療の確保に関する法律第 20 条の規定による特定健康診査及び同法第 24 条の規定による特定保健指導（第 82 条第 1 項及び第 86 条において「特定健康診査等」という。）に要する費用のうち政令で定めるものの 3 分の 1 に相当する額をそれぞれ負担する。